

防犯カメラ機器の売買および設置工事に関する契約約款

第1条 本約款の目的

1. 本約款は、T.Ncrew 株式会社（以下「当社」といいます）がお客様に申込書記載の防犯カメラ機器（以下「本機器」といいます）を販売し、申込書記載の設置場所（以下「設置場所」といいます）において本機器の設置工事を行うにあたり締結する契約（以下「本契約」といいます）に適用される条件を定めることを目的とします。
2. お客様と当社は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、各々誠実に本契約を履行するものとします。

第2条 本機器の購入および設置工事の申し込み

お客様は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の申込書を当社に提出する方法その他の当社所定の方法により本機器の購入および設置工事の申し込みをします。

第3条 申し込みの承諾または不承諾

1. 当社は、お客様から前条の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し、その旨をお客様に通知します。この承諾通知をもってお客様と当社の間で本機器の売買および設置工事請負の契約である本契約が成立します。
2. 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はお客様の申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 本機器メーカーの在庫供給不足など本機器を販売することが困難なとき
 - ② お客様が本機器の対価その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - ③ お客様が申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき
 - ④ 当社の業務遂行上、著しい支障があるとき
 - ⑤ お客様が第12条（反社会的勢力の排除）または第13条（禁止事項）に違反したとき
 - ⑥ お客様が第5条（お客様の確認事項）に定める確認事項を履行しないとき
 - ⑦ 設置場所の状況を確認して、本機器の設置が困難または不相当と当社が判断するとき
 - ⑧ その他、当社が不相当と認めたとき

第4条 引渡しおよび設置工事

1. 当社は、申込書記載の日時またはお客様と別途調整した日時に、設置場所において本機器の設置工事を行うものとします。
2. 設置工事の施工範囲は、本機器の取り付けおよび本機器とモデム、ルーター等とのケーブル接続ならびに本機器で撮影した映像を視聴するための初期設定までとします。
3. お客様は、本機器を設置するために、設置場所の建物にビス止めをしたり、ケーブルを通すための開口部分を作ったりすることがあることを承諾します。建物が借家の場合、お客様はオーナーまたは管理会社の承諾を得るものとします。
4. 当社は、設置場所の状況を現認した結果、本機器の設置場所の変更または本機器の設置の中止を提案することがあります。また、設置工事の施工状況により特殊な工事が必要になる場合、追加料金を請求することがあります。
5. 原則として、お客様は設置工事に立ち会うものとし、工事終了時には、お客様と当社は両者立ち会いのもと本機器の設置状況を確認するものとします。
6. 当社は、設置工事を当社の認定工事会社に請け負わせることがあります。
7. 本機器の設置工事の完了時をもって、当社からお客様への本機器の引渡しが完了したものとします。

第5条 お客様の確認事項

お客様は、本機器を設置、利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を確認し、承諾します。

- ① 本機器を利用するためには、当社が別に定める仕様を満たすモデム、ルーター、スマートフォン等ならびにインターネット接続環境およびLAN接続環境が必要であり、お客様は、これら機器および環境を自らの責任と費用負担で準備すること
- ② 本機器で撮影した映像を視聴するためには、当社が別に定める仕様を満たすお客様のスマートフォンに、当社が別途指定するアプリケーション（以下、「本アプリ」といいます）をインストールする必要があるため、お客様は本アプリを自らの責任と費用負担でインストールすること
- ③ 本機器で撮影した映像はお客様自身が責任をもって管理し、万一撮影した映像に起因して第三者との間で紛争等が生じた場合、お客様の責任で解決すること
- ④ インターネット接続環境ならびにLAN接続環境等により、本機器の操作ができない場合があること
- ⑤ 本機器およびお客様サポートの品質向上を目的に、本アプリに関わる利用履歴（設定状況、利用状況など）、入力された任意情報（デバイス設置場所等）、ID、端末名、位置情報などの情報を、当社が収集することがあること

第6条 権利義務の譲渡禁止

お客様は、当社の承諾を得なければ、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

第7条 対価の支払

1. お客様は、当社から買い受けた本機器および設置工事の対価を、当社が定める期日までに当社の指定する金融機関口座へ振込むことにより支払うものとします。支払いの際の手数料はお客様の負担とします。ただし、口座振込以外の支払方法に当社が合意した場合は、その方法に従うものとします。
2. お客様が支払期日までに対価を支払わない場合、当社はお客様に対して、支払期日の翌日から支払い完了まで年 14.5%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

第8条 所有権移転

本機器の所有権は、本機器の対価の決済と同時に当社からお客様に移転するものとします。

第9条 危険負担

本機器の引渡前に生じた本機器の滅失、毀損その他一切の損害は、お客様の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、本機器の引渡後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除きお客様の負担とします。

第10条 サポート

1. 本機器のサポートは、本機器の製造メーカーの保証（保証が提供されていない場合もあります）のほか、当社が提供するあんしんサポートによるものとします。
2. あんしんサポートの利用条件は、当社が別途定めるあんしんサポート規約によりします。
3. あんしんサポートの利用申し込みは、本機器を購入した日から起算して7日以内に限ります。

第11条 個人情報の取扱

1. お客様は、本機器の設置および利用に不可欠な個人情報を当社に提供します。
2. お客様は、本機器の設置および利用の過程において、当社がお客様の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。
3. 当社は、前項によりお客様から知り得た個人情報について、当社が別に定める「プ

ライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

4. 当社は、本機器の設置および利用の提供および付随するサービス向上の目的で個人情報を利用します。また、お客様はこの利用目的に同意するものとします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. お客様は、本契約の締結日において、自らまたは自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および自らが以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明および保証し、本契約の締結日以後、上記状態を維持することを誓約します。

- ① 反社会的勢力によってその経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力がその経営を実質的に関与している関係
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用する関係
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

第13条 禁止事項

お客様は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- ① 本契約に違反する行為
- ② 当社または他のお客様の権利または利益を侵害する行為
- ③ 当社に対して虚偽の届出をする行為
- ④ 登録証、ID またはパスワードの第三者への譲渡または貸与
- ⑤ 他のお客様の ID およびパスワードを使用して本機器の利用にかかるウェブサイト
にアクセスする行為その他第三者になりすまして本機器を利用する行為
- ⑥ 当社による本機器の提供を妨害する行為
- ⑦ 自らまたは第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

第 14 条 当社の損害賠償責任

1. 当社は、原因の如何を問わず、本機器の記録機能障害または記録データの逸失により、お客様または第三者が受けた損害についての賠償義務を負わないものとします。
2. 当社は、原因の如何を問わず、本機器の不作動または誤作動により、お客様または第三者が受けた損害についての賠償義務を負わないものとします。
3. 天災地変、紛争等当社の責によらない事由により、当社からお客様への本機器の引渡しや設置工事に支障が生じた場合には、当社はおお客様に対して何ら損害賠償の責を負わないものとします。
4. 前三項のほか、当社は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、本機器の売買、設置工事または利用に起因または関連してお客様またはその他第三者が被った損害を賠償する責任を負いません。

第 15 条 お客様の損害賠償責任

お客様は、お客様の責に帰すべき事由により本機器の売買、設置工事または利用に起因または関連して当社または他のお客様その他第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 16 条 期限の利益の喪失および契約解除

1. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社による何らの催告をも要せず、お客様は当然に当社に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、当社に対し残債務全額を一括で弁済するものとします。
 - ① 本契約の規定に違反したとき
 - ② 本契約に基づく金銭債務を期限までに履行しないとき
 - ③ 本契約に限らず、当社との間で締結した契約に違反したとき
 - ③ 監督官庁より営業取消または停止等の処分を受けたとき
 - ④ 手形、小切手の不渡りを出して、銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑤ 差押、仮差押、仮処分を受け、または受けるおそれがあるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立があったとき
 - ⑦ 営業を停止し、または変更し、若しくは解散の決議をしたとき
 - ⑧ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき
 - ⑨ 当社に通知することなく住所を変更し、当社が移転先を容易に確認できないとき
 - ⑩ 申込書記載の納期を 1 ヶ月以上経過しても本機器の受入を拒否したとき
2. 前項の場合、当社はおお客様に対し何らの催告をも要せず、自己の債務の履行なく直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、契約解除が本機器の引渡

前であっても、当社はお客様に対して契約締結ならびに履行および履行の準備に要した費用を損害賠償請求できるものとします。

第 17 条 法令に定める事項

本機器の売買、設置工事または利用に関して法令に強行規定がある事項については、その定めるところによります。

第 18 条 本約款の変更

当社は、本約款を、お客様の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、当社は最新の約款の内容およびその効力発生時期を当社ホームページにて公表します。効力発生時期の到来後は変更後の約款によります。

第 19 条 通知

当社からお客様への通知は、お客様が申込書に記載した電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

第 20 条 紛争の解決

1. 本約款の条項または本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、お客様と当社は誠意をもって協議し、できる限り円満解決するものとします。
2. お客様および当社は、本約款ならびに本機器の売買、設置工事および~~および~~利用に関する一切の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2024 年 12 月 1 日制定

特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリング・オフについての説明書

契約いただきます機器設置工事または防犯カメラ機器等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリング・オフを行おうとする場合にはこの説明書・契約約款を充分お読み下さい。

（注） 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面または電磁的記録をもって工事請負契約の解除（クーリング・オフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面または電磁的記録を発したとき生ずるものとします。

ただし、次のような場合等にはクーリング・オフの権利行使はできません。

ア） お客様（注文者）が工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からの請求により自宅でのお申し込みまたは契約を行った場合等

イ） 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引

②上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社（請負者）が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社（請負者）から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリング・オフ）があった場合

①当社（請負者）は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に機器等の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は当社（請負者）の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、当社（請負者）は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。